

# プラスチック資源中間処理業務

## 要求水準書

令和5年12月  
西宮市

## 目 次

### 第1章 事業の実施に関する事項

1. 要求水準書について
2. 業務概要等
  - (1)業務名称
  - (2)業務の目的
  - (3)業務概要
  - (4)業務委託期間
  - (5)受託者の業務範囲
  - (6)市が実施する事項

### 第2章 一般廃棄物処理施設設置及び事業実施に関する要求事項

1. 一般廃棄物処理施設設置に関する要求事項
2. 施設・設備に関する要求事項
  - (1)施設の立地要件
  - (2)施設・設備の要件
3. 委託業務実施に関する要求事項
  - (1)市への報告等
  - (2)その他の要求事項
4. 運営に関する要求事項
  - (1)業務内容
  - (2)その他の要求事項

### 別紙 1 事業委託に係る基礎数値について

## 第1章 事業の実施に関する事項

### 1. 要求水準書について

この要求水準書(以下「本要求水準書」という。)は、プラスチック資源中間処理業務(以下「本業務」という。)において、受託者が自ら整備する中間処理施設(以下「中間処理施設」という。)における維持管理及び運営に関して、本市が要求する水準を示すとともに、本業務についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための資料を提供するものである。

個々の業務に関する要件は、受託者の創意工夫を十分活かすために、仕様の表現を極力避けているが、受託者は本業務の目的及び各要件の意図を十分に汲み取ること。

### 2. 業務概要等

#### (1) 業務名称

プラスチック資源中間処理業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年法律第 112 号。以下、「容器包装リサイクル法」という。)及び、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和 3 年法律第 60 号。)に基づき、西宮市が分別収集する「プラスチック資源」にかかる貯留・選別・圧縮・梱包・保管等の業務について、民間事業者の施設及びノウハウを活用することにより、効率的、効果的に事業を実施することを目的とする。

※「プラスチック資源」とは、「容器包装リサイクル法」に定められたペットボトル以外のプラスチック製容器包装、指定袋及び製品プラスチックのことをいう。西宮市では、「プラスチック資源」として分別収集している。

#### (3) 業務概要

本業務は、市が収集した「プラスチック資源」を中間処理施設に搬入し、それを受託者が貯留・選別・圧縮・梱包の処理を行い、「容器包装リサイクル法」に規定する分別基準適合物として保管し、再商品化事業者へ引渡しを行う業務を委託するものである。

#### (4) 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日の翌日より令和 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、処理の開始は令和 8 年 4 月 1 日からとする。

契約後の事業スケジュール(案)をもとに受託者は契約後速やかに事業スケジュールを提出すること。

行政手続等に関しては、受託者が主体的にすすめること。受託者は契約後、速やかに生活環境影響調査や地元への説明、施設設置許可など必要な手続に着手し、逐次進捗を市に報告すること。

#### (5) 受託者の業務範囲

##### ① 受託者が自らの責任において行う業務

ア. 受託者は、業務の実施に必要な資金と兵庫県西宮市内で事業用地の確保を自ら行った上で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。)」に基づき、業務を完遂できる施設の設計、建設又は整備等を行う。

イ. 受託者は、本業務の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行う。

ウ. 施設を新たに整備する場合は生活環境影響調査結果、施設の整備、維持管理及び運営に関し、近隣協議を行うとともに、必要な措置・対策を講じるものとする。

《近隣協議とは》

今回事業を行うにあたり、処理施設の概要について周辺地域への周知が必要である。

また、新たに一般家庭から排出されるその他プラスチック製容器包装の圧縮・梱包を行う場合には、建築基準法第 51 条のただし書き許可を取得する必要がある。

その範囲については、下表の範囲を想定しているが、施設整備課及び建築指導課と十分協議のうえ手続きを進めること。

表. 想定する周知範囲とその方法

	立 地 場 所		周知方法
	西宮浜埋立地	鳴尾浜埋立地	
隣接地	隣接事業者等	隣接事業者等	個別説明
埋立地内	西宮浜産業団地協議会 住民自治会(8自治会)	鳴尾浜連絡会 (会員外は別途周知必要)	説明会等
埋立地外	西宮地区埋立事業対策協議会	鳴尾浜産業団地運営委員会 ..... 鳴尾浜連合自治会	説明会等

51 条ただし書き許可が不要となる場合においても、「西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争及び調整に関する条例」により、周辺への周知が義務付けられているため、施設整備課及び関連各課と協議を行い、周知の範囲を決定する必要がある。

各自治会、企業連合会等への周知の方法については、周知相手先と個別に協議し決定することとし、要望に応じ下部組織への説明会等を開催する事とする。

なお、必要に応じ市も説明会等に参加するが、説明会の主体は受託者が中心になって行うものとし、市の説明範囲は、収集車両の運行計画及び市のごみ処理の方針についてのみとする。

エ. 中間処理施設の完成後は、受託者の責任において運営及び維持管理を行うものとする。

② 市の委託を受けて行う業務

ア. 市が搬入するプラスチック資源の中間処理施設での受入

イ. 搬入物の貯留

ウ. プラスチック資源分別基準適合物(以下、「分別基準適合物」という)と不適合物(可燃残渣、不燃残渣)の選別

エ. 選別した分別基準適合物の圧縮・梱包

オ. 圧縮・梱包した分別基準適合物の再商品化事業者の引渡しまでの保管

カ. 分別基準適合物の再商品化事業者への引き渡し

キ. 不適合物の市の指定する施設(東部総合処理センター又は西部総合処理センター)への運搬

ク. 施設の運転・維持管理に関する記録及びその保管

③ 市が行う本業務の実施状況のモニタリングへの協力

市は、受託者に対し本業務の業務委託契約期間中の実施状況、財務状況等、および、労働実態についてモニタリングを行うため、受託者は市が実施するモニタリングに対し、現地への立入、市の指定する施設(東部総合処理センター又は西部総合処理センター)での不適合物の展開検査、データ・書類の提供等の必要な協力を行わなければならない。

④ モニタリング結果に基づく是正処置等

市が実施したモニタリングの結果、受託者が事業を実施するための水準を満足しないと判断された場合、受託者は速やかに業務の改善等の適切な是正処置をとることとする。

⑤ 委託業務終了に関する業務

業務完了日に搬入された「プラスチック資源」は、完了日に全て圧縮梱包し、再商品化事業者に引き渡すか、もしくは、業務完了日より7日以内に西宮市指定場所まで搬送すること。なお、不適合物についても、業務完了日より7日以内に西宮市指定場所まで搬送すること。

(6) 市が実施する事項

市が実施する事項は、以下のとおりとする。

① 委託料の支払い

市は、本業務について、委託契約に基づいて委託料を受託者に支払う。

② 中間処理施設へプラスチック資源を搬入

市は、家庭から排出されるプラスチック資源を収集し、東部総合処理センター又は西部総合処理センターにて計量を行った後、中間処理施設へ搬入する。

③ 不適合物の受入

市は、受託者による選別処理の結果、摘出された不適合物を市の指定する施設(東部総合処理センター又は西部総合処理センター)にて受け入れを行う。またその際、受入れ基準に適合しているか、検査を行う。

④ 本業務の実施状況のモニタリング等

市は、受託者に対し、事業の実施状況、財務状況、および、労働実態についてのモニタリングを行う。その結果、受託者が事業を実施するための水準を満足しないと判断した場合は、その旨を文書にて通知する。

- ・事業実施状況については、日報、月報、年報等の報告書、および、立ち入りにより処理状況の確認を行う。(参考資料-1)
- ・財務状況等については、1年に1回、財務諸表の提出を求め、財務の健全性の確認を行う。
- ・労働実態については1年に1回、労働実態調査報告書の提出を求め、従事者の労働実態の把握を行う。(参考資料-2)

## 第2章 一般廃棄物処理施設設置及び事業実施に関する要求事項

### 1. 一般廃棄物処理施設設置に関する要求事項

受託者は、プラスチック資源の中間処理施設として、業務を遂行するため、廃掃法等諸法令に基づき、適切な施設を整備すること。

### 2. 施設・設備に関する要求事項

#### (1) 施設の立地要件

市施設が立地している鳴尾浜又は西宮浜において、準工業地域内であること。

#### (2) 施設・設備の要件

##### 【全般】

- ① 別紙1「事業委託に係る基礎数値について」で指定する性状及び見込量の搬入物を処理できる能力を有し、必要処理能力(2,892t/年)以上の施設規模であること。
- ② 受入貯留設備、選別ライン、圧縮・梱包設備、保管ヤード等は、分別基準適合物と不適合物の選別等が効率的・適切に行えるよう設備は全て屋内に配置すること。
- ③ 敷地内に滞留車スペースを設け、搬入車両からプラスチック資源の円滑・安全な受入れができる動線等の確保・対策を講じること。
- ④ 必要箇所に、防じん・防臭・脱臭・換気設備を設け、環境対策を講じること。
- ⑤ プラスチック類は、「消防法」、「西宮市火災予防条例」に規定する「指定可燃物」であり、その保管量が3t以上になる場合は、管轄消防署長への届出、消火設備の設置等が必要となる。保管に際してはこれら関係法令を遵守すること。受入貯留設備の壁等は不燃材により構築し、構造耐力上安全であるとともに、延焼防止措置を講じること。
- ⑥ その他、必要な手続き等を行うこと。

##### 【受入貯留設備】

- ① 受入貯留設備は、13.6トン(必要処理能力 2,892t/年÷255日×1.2日分)以上の貯留が可能で、搬入物の飛散、流出、悪臭、害虫の発生等がないように対策を講じ、底面を不浸透性材で覆うこと。また、汚水等は流出に注意し、適切な処理を行ってから排水すること。
- ② 屋内にて市が収集・搬入したプラスチック資源の荷下ろしが可能とすること。

##### 【供給・選別設備】

- ① 破袋を行える設備等を設けること。
- ② 搬入物を、(公財)日本容器包装リサイクル協会が定めるプラスチック資源の「引き取り品質ガイドライン(分別収集物)」において、「収集袋の破袋度評価」、「容器包装比率評価」、「禁忌品の有無評価」とともにAランクを満たすよう、選別を行うこと。

##### 【圧縮梱包設備】

- ① 選別したその他プラを(公財)日本容器包装リサイクル協会が定めるプラスチック資源の「引き取り品質ガイドライン(分別収集物)」に適合するように圧縮・梱包できること。  
寸法(mm):1000×1000×1000 ・ 重量(kg):250～350  
結束材:PPまたはPETバンドにて結束し、フィルムまたはビニール袋で包装

##### 【保管設備】

- ① ベールの保管設備は、17トン(必要処理能 2,892t/年÷255日×1.5日分)以上が保管できること。
- ② 分別基準適合物の引渡しにおいて、再商品化事業者の運搬車両(10tウイング車を基本とする)に円滑・安全に積み込み作業ができる面積、動線等の確保・対策がとられていること。

- ③ 不適合物貯留設備は、それぞれ処理見込量に基づき、市の指定する施設（東部総合処理センター又は西部総合処理センター）へ搬送する計画に見合った貯留能力を確保すること。
- ④ 不適合物は、可燃残渣と不燃残渣を別々に選別し貯留すること。
- ⑤ 不適合物を市の指定する施設へ搬送する場合は、不適合物の飛散、流出、悪臭がもれるおそれのない運搬車両を用意すること。車両の仕様については、市の指定する施設の積み下ろしに適した仕様とし、事前に市に確認の上、用意すること。

### 3. 委託業務実施に関する要求事項

#### (1) 市への報告等

##### ① 業務内容の報告

受託者は、日報及び月間報告書を所定の様式により作成し、毎月7日までに前月の記録を市に提出すること。

また、年間報告書を所定の様式により作成し、市に提出すること。

##### ② 不適合物運搬車両届出書の提出

不適合物運搬車両は、あらかじめ市に車両番号等を記載した別に定める「搬入出車両登録申請書兼カード借用申請書」に車検証の写しを添付して提出すること。

#### (2) その他の要求事項

その他、市に対して必要な手続きを行うこと。

### 4. 運営に関する要求事項

#### (1) 業務内容

受託者は、次に掲げる処理の流れに従って、業務を処理しなければならない。

また、各処理業務に、必要な内容を記録するとともに、業務委託契約期間中保管すること。

##### 【搬出入管理業務】

搬出入管理業務とは、プラスチック資源の受入、分別基準適合物及び不適合物の搬出に係る業務をいう。

- ① 受託者は、中間処理施設にプラスチック資源の搬入を行う収集車両に対し、著しい滞留や事故等が発生しないよう、適切な車両管制を行うこと。
- ② プラスチック資源の受入時間は8時～16時30分とする。ただし、収集等の事情により、時間外搬入があるときは事前に連絡するので対応すること。

##### 【運転管理業務】

運転管理業務とは、運転、ユーティリティの確保、日常点検等、中間処理施設の運転管理に係る業務をいう。

- ① 環境関連の法規制や基準等を遵守しながら、プラスチック資源の処理を適正に行うこと。
- ② 受託者は、搬入されたプラスチック資源について、選別を行うまでの間、防臭や防火等に努め、適切に貯留すること。
- ③ 受託者は、搬入されたプラスチック資源について破袋したうえで、分別基準適合物と不適合物に選別すること。なお、選別作業にあたっては、「品質の向上」、「分別基準適合物の量の最大化」に誠意をもって努めることし、製品プラスチックの分別基準は、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に準じて分別すること。
- ④ 受託者は、選別した分別基準適合物を圧縮・梱包すること。なお、圧縮・梱包した分別基準適合物については、（公財）日本容器包装リサイクル協会が定めるプラスチック資源の「引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」に適合しなければならない。
- ⑤ 受託者は、圧縮・梱包した分別基準適合物を再商品化事業者の引き取りまで保管すること。また、不適合物は、可燃残渣と不燃残渣を別々に、市の指定する施設に運搬するまで適正

に保管すること。

- ⑥ 受託者は、圧縮・梱包した分別基準適合物を再商品化事業者の引き取り車両へ積み込み、引き渡しを行うこと。
- ⑦ 受託者は不適合物を市の指定する施設まで運搬すること。
  - ア. 可燃残渣については東部総合処理センター又は西部総合処理センターに運搬し、計量した後に焼却施設の指定ピットに投入すること。
  - イ. 不燃残渣については、東部総合処理センターに運搬し、計量した後に、破碎選別施設の指定ピット(その他不燃ごみピット)に投入すること。
  - ウ. 不適合物の搬送にあたっては、市に申請した車両を使用するものとし、各施設の搬入基準を遵守すること。また、市が行う当該不適合物の展開検査に協力すること。
  - エ. 不適合物の搬出にあたっては、通行人に危険を及ぼさないよう、また、交通の妨げとならないよう特に注意するとともに、不適合物の飛散や汚水などを流失させない防止策を講じること。
  - オ. 各施設への搬入物は、本業務に伴い発生した不適合物に限り、それ以外の廃棄物等を混入させないこと。
  - カ. その他、不適合物の種別についての詳細、及び搬入に必要な諸手続については、別途指示する。
- ⑧ その他、必要な業務等を行うこと。
- ⑨ 運転管理に必要な業務(燃料、梱包材の調達等を含む)は受託者の責任と費用において実施すること。

## (2)その他の要求事項

- ① 受託者は、業務の実施に当たっては、確実に任務を遂行すること。また、「廃掃法」「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」並びに労働関係諸法その他の関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。
- ② 廃掃法第 21 条により、施設の維持管理に関する技術上の業務を実施する技術管理者を選任するとともに、市に報告すること。
- ③ 市が収集・搬入したプラスチック資源に、他の物を混入して処理を行わないこと。
- ④ 受託者はその他プラの処理が滞らないよう、施設の運営及び維持管理に努めること。また、廃掃法施行規則第 5 条に基づく、精密機能検査等を実施し、その内容を市に報告すること。
- ⑤ 契約の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。
- ⑥ 契約の履行にあたっては、職務に専念して、服装・言動等に注意し、第三者に迷惑又は不快の念を与えないようにすること。
- ⑦ 契約の履行中にトラブルが発生したときは、直ちに市に報告するとともに、市と協議して適切な対応を行うこと。
- ⑧ 委託業務終了に伴う、各種手続きを行うこと。
- ⑨ 本業務期間において、当該施設で他の一般廃棄物の処理を行う場合は、本業務の処理物と区別して行うこと。ただし、処理単価については、別途協議事項とする。
- ⑩ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条に基づく再商品化計画の認定を市が行う際は、必要に応じて協力すること。



## 別紙1 事業委託に係る基礎数値について

### 1. プラスチック資源の分別収集について

#### (1) プラスチック資源の分別収集の概要

- ① 市民は、地域ごとに定められたプラスチック資源収集日(週 1 回)に、市の指定袋に、中身や汚れが残っていないプラスチック資源のみを入れ、当日の午前8時までに、ごみ収集ステーションに排出する。
- ② 市が各ごみ収集ステーションから、パッカー車等でプレス圧縮しながら収集し、最寄の市施設にて計量を行った後、中間処理施設へ搬入する。

#### (2) 年度別全市収集見込量

プラスチック資源の収集見込量であり、実際の収集・搬入・処理量を保証するものではない。今後、収集量の見直しを行う場合があるが、見直しを実施した場合は、速やかに通知することとする。

年 度	R8	R9	R10	R11	R12	計
収集見込量	4,820t	4,820t	4,780t	4,770t	4,750t	23,940t
搬入予定量※	2410t ×2 施設	2410t ×2 施設	2390t ×2 施設	2380t ×2 施設	2370t ×2 施設	11,960t ×2 施設

#### (3) 市の収集形態

本市のプラスチック資源収集は、毎週 月曜日から金曜日の5日間で、約 170 台/週、1台あたりの搬入量は 100kgから 900kg である。ただし、1時間あたりの最大台数は 30 から 40 台を考慮すること。  
参 考 : 「プラスチック資源」の収集量の月変動率実績は 0.9~1.10 であった。

#### (4) 必要処理能力(最低規模)

契約予定数量の 20%の増加に対応する処理能力を有すること。

### 2. 年末・年始の対応について

年末・年始については、排出量が通常の数倍程度になることも予測されるため、1日あたりの搬入車両台数及び搬入量の増加が予測される。円滑・安全な施設運営を行うため、その期間中の選別作業人員や中間処理施設稼働計画等については特に留意すること。また年末は、収集形態の変更があることを、留意すること。

### 3. 再商品化事業者による搬出車両(予定)

搬出車両:最大積載量 10t車(ウイング車等)を基本とする。

※施設用地、車両動線等については、10t車への対応が可能であること。

### 4. プラスチック資源の性状について

#### (1) 処理対象物

##### ① 処理対象物:

- ・容器包装リサイクル法に定めるペットボトル以外のプラスチック製容器包装
- ・製品プラスチック プラスチック単体でできている製品

(プラスチック使用済製品廃棄物のうち原材料が全部プラスチックであるもので、一片が 50 cm以下であり、下記指定袋に入るもの)

- ・指定袋

市が指定した中身の見える低密度ポリエチレン袋。(45 リットル、30 リットル、15 リットル、5 リットル)

② 処理対象物のかさ比重

ごみ収集ステーションへの排出時点で0.02t/m<sup>3</sup>と想定

(2) 不適合物の混入見込み割合

中間処理施設では、不適合物は可燃残渣と不燃残渣に分類すること。

市は制度や排出マナーの周知徹底により不適合物の減少を目指す、不適合物の混入割合を6～17%程度と見込む。

なお、2重袋または多重袋の状態で排出されたものを破袋し選別することとし、不適合物として扱うことは認めない。